

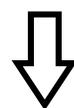
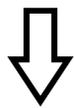
インターネット上の監視強化について

外部委託によるインターネット監視の強化

海外日本語サイトからの買い上げ調査

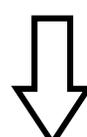
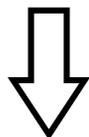
医療機関や製薬企業からの通報窓口の設置

消費者への啓発事業の強化・国際協力の推進



薬事法違反(疑い) 広告の発見

医薬品成分の検出・偽造医薬品の発見



国内サイト
(広告者・輸入代行業者)
改善指導
警告メール送信

住所等が不明や海外の場合
警告メール送信

発見された偽造
医薬品等の情報公表

不正販売サイトの
情報公表

保健衛生上の危害が発生するおそれが高い製品について、
一錠リストに追加

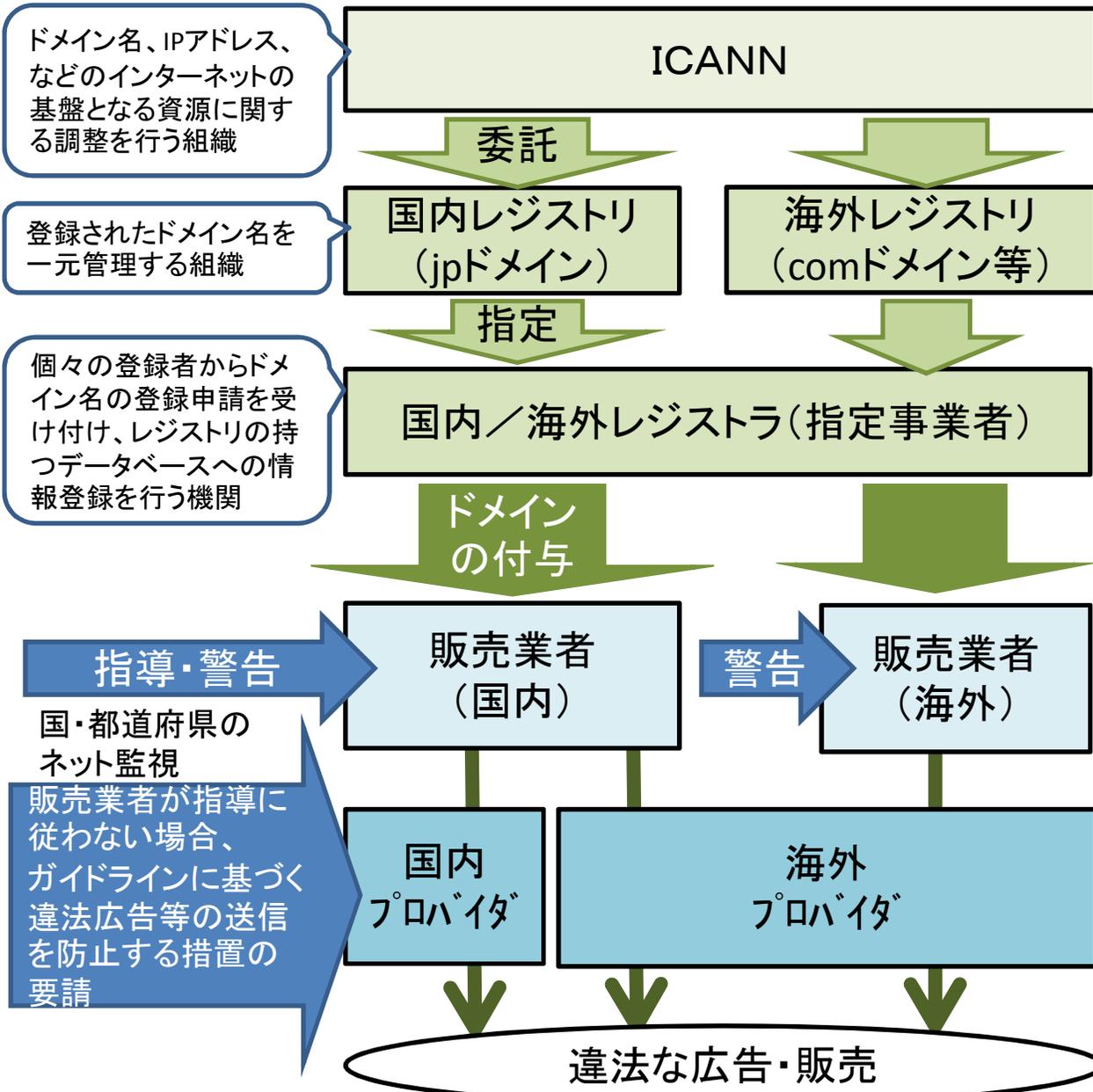
個人輸入においても、一錠から地方厚生局において医師の処方等の確認を求める



プロバイダ等への情報削除対策の強化
不正販売サイト・偽造医薬品取り扱い
代行業者の情報の公表

地方厚生局・税関と共有し、
保健衛生上問題のある個人輸入を阻止

今後の監視事業の強化について(検討課題)



ドメイン名、IPアドレス、などのインターネットの基盤となる資源に関する調整を行う組織

登録されたドメイン名を一元管理する組織

個々の登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、レジストリの持つデータベースへの情報登録を行う機関

指導・警告
国・都道府県のネット監視
販売業者が指導に従わない場合、ガイドラインに基づく違法広告等の送信を防止する措置の要請

課題①：
○ネット監視について、より系統的かつ網羅的に実施する行政の体制を整備する必要がある。

課題②：
○海外サイトについて販売業者に対する警告しか手段がないこと
○販売業者やプロバイダが削除要請に従わない場合
に対し、それ以上の実効性のある対応策がない。

今後、海外プロバイダ等との連携などの対策の有効性や実現可能性について検討する必要がある。

医薬品等の個人輸入について(今後)

薬監証明※により、他社への販売・授与を目的として個人輸入するものではないことを確認するとともに、特に注意を要する医薬品等については、医師以外の個人輸入を制限している。

また、自己責任の下での使用であっても安全性が確認されていない医薬品等の使用は健康被害を生ずるおそれがあることから、安易な個人輸入は控えるよう注意喚起を行っている。

- ・輸入者自身が自己の責任において使用することが目的の場合
- ・医師又は歯科医師等が自己の責任の下、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とする場合

○個人で使用することが明らかな数量以内のもの
(処方せん薬、毒劇薬:1ヶ月分)
(その他の医薬品:2ヶ月分)

- 個人が多量に輸入する場合
- 医師等が患者に使用する場合
- 特に注意する医薬品の場合(いわゆる一錠リスト)
 - ・妊娠中絶薬、サリドマイド、経口ニキビ薬
 - ・主に中国製のダイエット製品
 - ・偽造医薬品のうち、買い上げ調査やネット監視の結果、保健衛生上の危害が発生するおそれが高い製品として、製品の名称・形状(色、正規品にない含量規格)などの特徴、輸入先国・業者等が特定されたもの

地方厚生局で、一錠であっても、他人への販売・授与が目的で輸入するものでないことを確認 →薬監証明の発給※

税 関

税 関(薬監証明の確認)